

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 年 月 日

申請者 氏名又は名称 **有限会社 新宮建設**
 住所 〒578-0904 東大阪市吉原1丁目8-16
 代表者氏名 **代表取締役 山野上 堅二**
 電話番号 072-960-0340
 FAX番号 072-960-0350
 メールアドレス singu-k@theia.ocn.ne.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

- 申請・届出をする書類(ひとつだけの口に✓を入れて下さい)
 この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。
 ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(口に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 / 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

平成 年 月 日

申請者 氏名又は名称

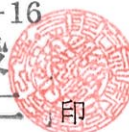
〒578-0904 東大阪市吉原1丁目8-16

住 所

有限会社 新宮建設

代表者氏名

代表取締役 山野上 堅二



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 ヤマノウエ ケンジ 山野上 堅二	
取締役 ヤマノウエ タカシ 山野上 崇	
事業の範囲	給水装置工事
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	<p style="text-align: center;">シンクウケンセツ 有限会社 新宮建設</p>
上記事業所の所在地	<p>郵便番号 578-0904 住所 大阪府東大阪市吉原1丁目8-16</p> <p>電話番号 072-960-0340 FAX番号 072-960-0350 メールアドレス singu-k@theia.ocn.ne.jp</p>
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
金田 正治	第60266号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

機 械 器 具 調 書

平成 30 年 4 月 16 日現在

種 別	名 称	型 式 ・ 性 能	数 量	備 考
管の切断用の 機械器具	電気のかぎり	φ150用	2	
	金切のこ		3	
	パイプカッター	1/2~1 1/2	2	
	塩ビカッター	VP-30.50	3	
	エンジンカッター	ブレード径30cm	2	
管の加工用の 機械器具	やすり	200本型、半丸型各種	2	
	パイプねじ切器	ラチェット式PT1/2~1 1/2	2	
接合用の 機械器具	パイプレンチ	300	2	
	ブライヤー	250	2	
	ラチェットレンチ	29X24	3	
	ガストーチ	ワンタッチトーチ	3	
	モンキーレンチ	M24X200	2	
水圧テスト ポンプ	手動テスター	T50	2	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

様式第 2 (水道法施行規則第18条及び第34条関係)

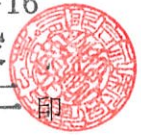
誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第 2 5 条の 3 第 1 項第 3 号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 年 月 日

申請者

氏名又は名称 〒578-0904 東大阪市吉原1丁目8-16
住 所 有限会社 新宮建設
代表者氏名 代表取締役 山野上 堅二



水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

大阪府東大阪市吉原一丁目8-16
有限会社新宮建設

会社法人等番号	1220-02-006479	
商号	有限会社新宮建設	
本店	<u>大阪府東大阪市東鴻池町一丁目5番16号</u>	平成15年12月28日移転
	大阪府東大阪市吉原一丁目8-16	平成25年 2月14日移転 平成25年 3月 4日登記
公告をする方法	官報に掲載している	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
会社成立の年月日	平成15年1月14日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土木・建築工事の設計、施工、請負 2. 水道配管工事の設計、施工、請負 3. とび・土工・コンクリート工事の施工、請負 4. 造園工事の施工、請負 5. 水道施設工事の施工、請負 6. 舗装工事の施工、請負 7. 前各号に附帯する一切の業務 	
発行可能株式総数	300株	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 300株	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
資本金の額	金300万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合には当社が承認したものとみなす。	

大阪府東大阪市吉原一丁目8-16
有限会社新宮建設

	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記	
役員に関する事項	大阪府大東市北条一丁目10番71号 取締役 山野上堅二	
	大阪府大東市北条一丁目10番71号 取締役 山野上崇	平成18年6月30日就任 ----- 平成18年7月27日登記
	代表取締役 山野上堅二	
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成16年3月8日移記	

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(大阪法務局東大阪支局管轄)

平成30年4月16日

大阪法務局東大阪支局
登記官

田 島 和 昭





定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、 有限会社 新宮建設 と称する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木・建築工事の設計、施工、請負
2. 水道配管工事の設計、施工、請負
3. とび・土工・コンクリート工事の施工、請負
4. 造園工事の施工、請負
5. 水道施設工事の施工、請負
6. 舗装工事の施工、請負
7. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を 大阪府東大阪市 に置く。

(資本の総額)

第 4 条 当社の資本の総額は、金 300 万円とする。

第 2 章 社員及び出資

(出資の口数及び出資 1 口の金額)

第 5 条 当社の資本は、これを 300 口に分ち、出資 1 口の金額は、金 1 万円とする。



(社員の氏名、住所及びその出資口数)
第6条 社員の氏名、住所及びその出資口数は、次のとおりである。

大阪府大東市北条一丁目10番71号

200口 山野上 堅 二

東大阪市新庄668番地の51

100口 木本 茂 夫

第3章 社員総会

(社員総会)

第7条 当会社の社員総会は、定時総会および臨時総会とし、定時総会は毎年10月に開催し、臨時総会は必要に応じて開催するものとする。

(総会の招集)

第8条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長たる取締役がこれを招集する。
2. 社員総会を招集するには、会日より5日前に、各社員に対して、その通知を発することを要する。

(議長)

第9条 社員総会の議長は、社長たる取締役がこれに当たり、社長に事故ある時は、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第10条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって決する。

(議決権)

第11条 各社員は、出資1口につき1個の議決権を有する。

(決議事項の通知)

第12条 社員総会において決議した事項は、各社員に通知する事とする。

(社員総会議事録)

第13条 社員総会の議事については、その経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載または記録し、議長及び出席した取締役がこれに署名押印、記名押印または電子署名を行なう。

第4章 役員

(員数)

第14条 当会社には、取締役1名以上を置く。

(選任の方法)

第15条 当会社の取締役は、社員総会において選任するものとする。

(代表取締役及び社長)

第16条 当会社に取締役2名以上いる場合は、取締役の互選によって代表取締役を定めるものとする。

(報酬及び退職慰労金)

第17条 取締役の報酬及び退職慰労金は、社員総会の決議をもって定める。

第5章 計算

(営業年度)

第18条 当会社の営業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの年1期とする。

(社員配当金)

第19条 社員に対する配当金は、毎決算期末日の社員に配当するものとする。

第 6 章 附 則



(最初の役員)

第20条 当会社の最初の役員は次のとおりとする。

取締役 山野上 堅 二

取締役 木 本 茂 夫



(最初の営業年度)

第21条 当会社の最初の営業年度は、当会社成立の日から平成15年8月31日までとする。

(その他)

第22条 この定款に規定のない事項は、すべて有限会社法その他の法令によるものとする。



以上、有限会社 新宮建設 を設立するため、この定款を作成し、社員がこれに記名押印する。

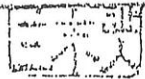
平成14年12月26日

社員 山野上 堅 二



社員 木 本 茂 夫

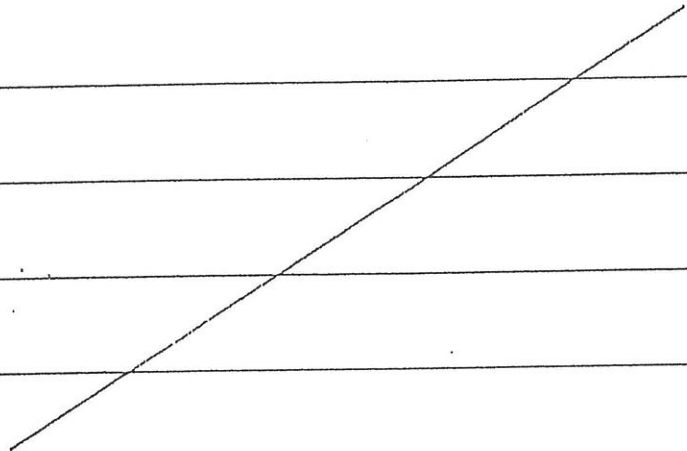




認証登簿 平成14年 第 169 号

東盛幸男 は、本職の面前で囑託人
全員の代理人として、この定款の各自の記名
押印を自認した。

よって、これを認証する。



平成14年12月26日当公証人役場において

大阪市西区江戸堀1丁目10番8号

(帝人殖産ビル内)

大阪法務局所属

公証人

久末洋三



大阪法務局所属
公証人役場

指定給水装置工事事業者指定申請に添付する、会社定款の写しは

原本と相違ないことを証明します。

平成30年 4月16日

証明者

〒578-0904 東大阪市吉原1丁目8-16

有限会社 新宮建設

代表取締役 山野上 堅二



第六〇二六六号

給水装置主任技術者免状

本籍 韓国

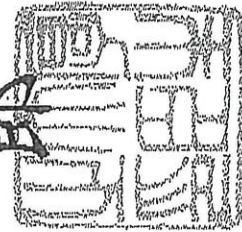
氏名 金田 正治

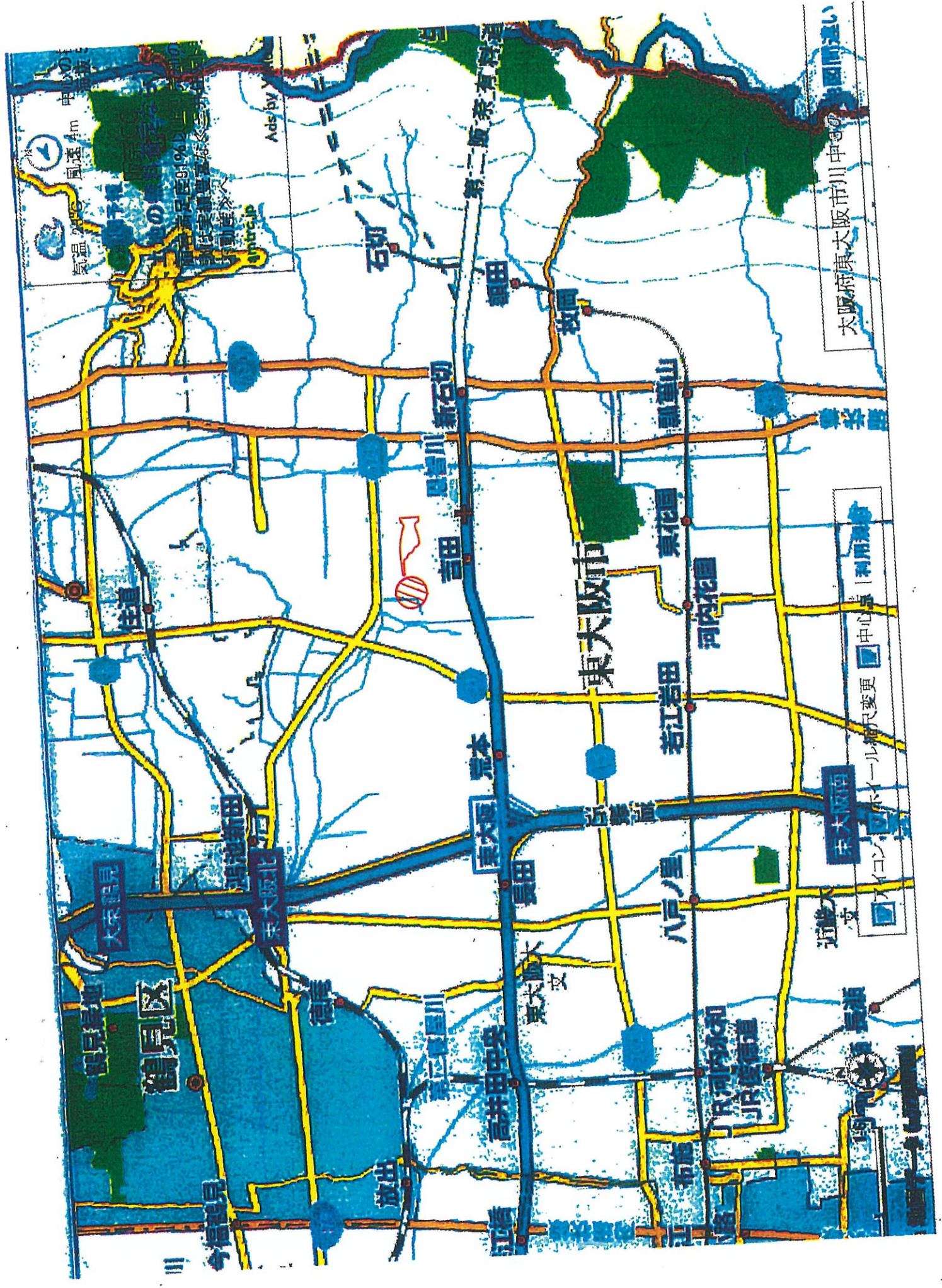
昭和三十九年九月二日生

水道法(昭和二十一年法律第七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成十年七月二十二日

厚生大臣 小泉純一郎





大阪府東大阪市中之島河内灘

中心島 | 河内灘

近畿支庁 | 東大阪

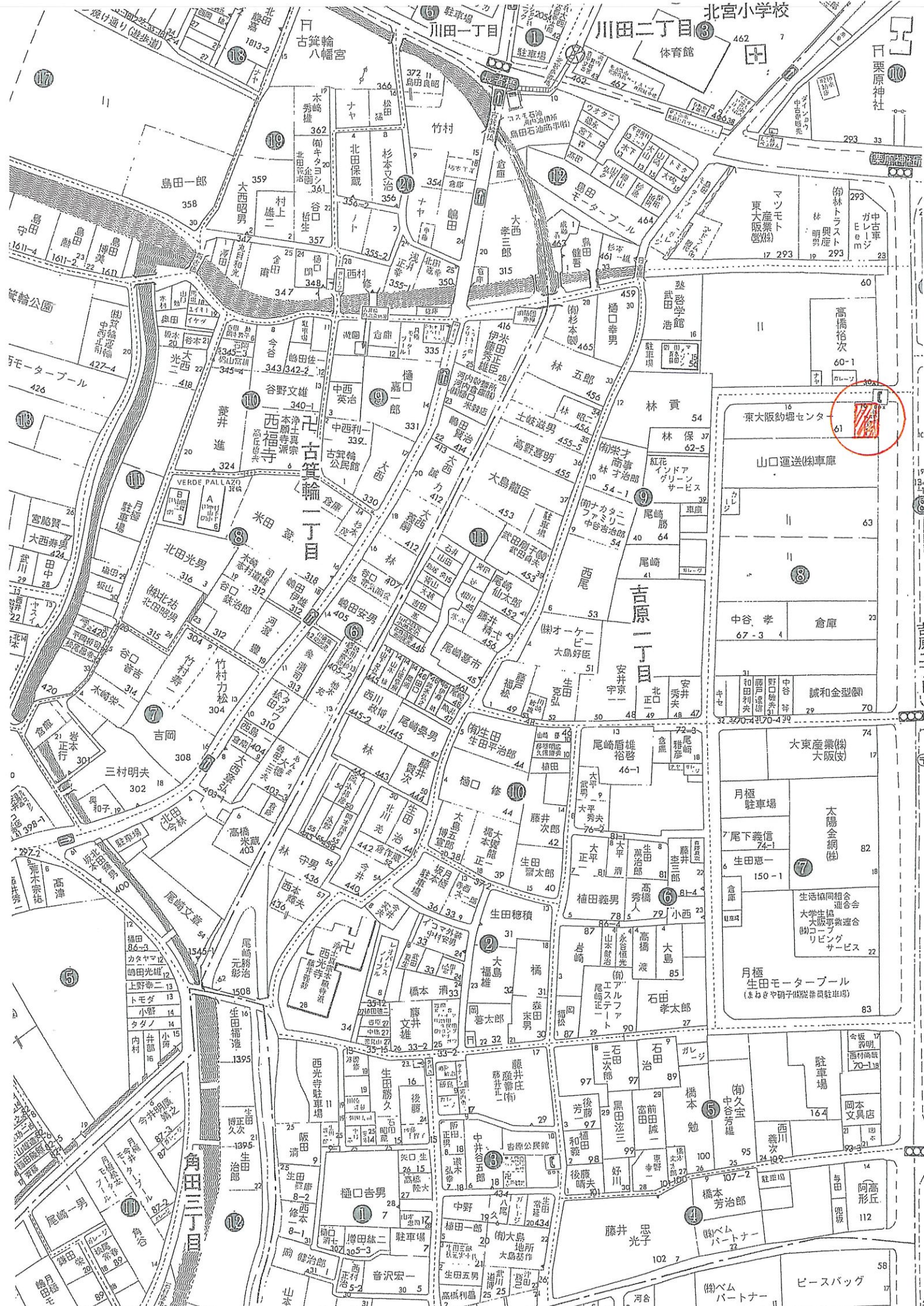
近畿支庁 | 河内灘

近畿支庁 | 河内灘

気温 20°C 風速 4m
湿度 60%
大阪府東大阪市中之島河内灘

近畿支庁 | 東大阪

近畿支庁 | 河内灘



北宮小学校

川田二丁目

川田一丁目

古箕輪八幡宮

日栗原神社

体育館

高橋裕次
60-1

東大阪約堀センター

山口運送(株)車庫

中谷 孝
67-3 4

大東産業(株)大阪(支)

月極 駐車場

7 尾下義信
150-1

6 生田恵一

生活協同組合
大東学生
大阪商業連合
御ノ
リビング
サービス

月極 生田モータープール
(まねりや親子健児園駐車場)

17 今坂 啓明
酒村 高敏
70-138

164 西川 義次
24 102

14 阿高 形丘
112

11 河合

58 ビースバッグ



61

誠和金型(株)

倉庫

大東産業(株)大阪(支)

太陽金網(株)

7 尾下義信

6 生田恵一

生活協同組合

月極 生田モータープール

今坂 啓明

西川 義次

阿高 形丘

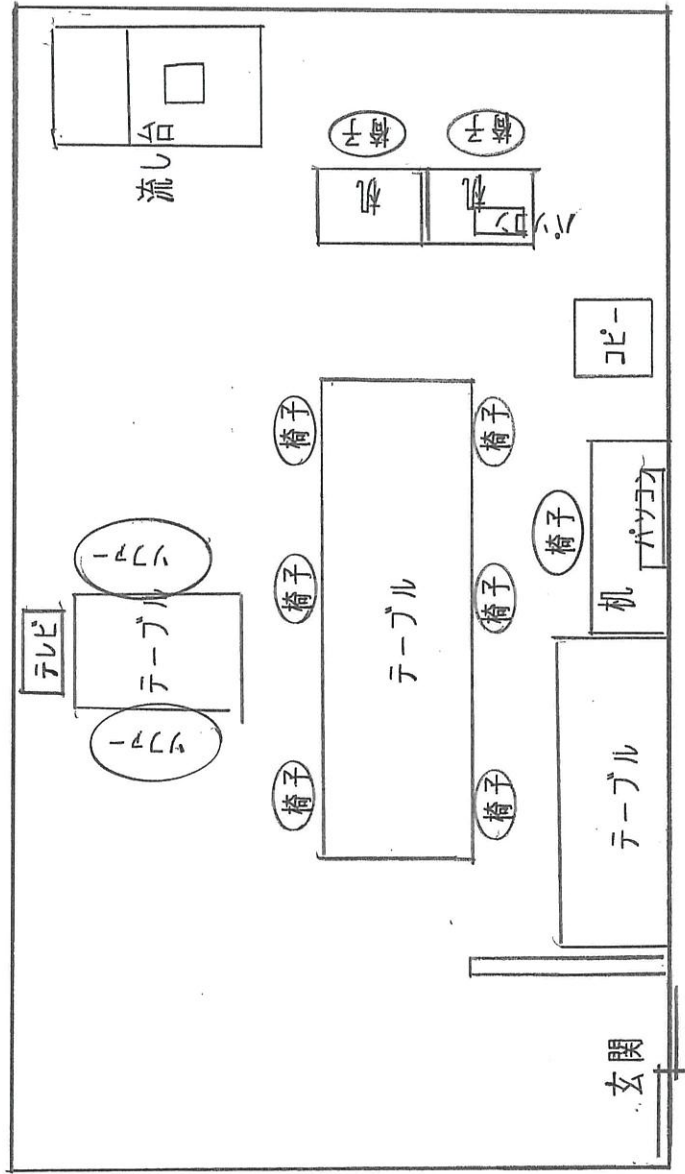
河合

ビースバッグ

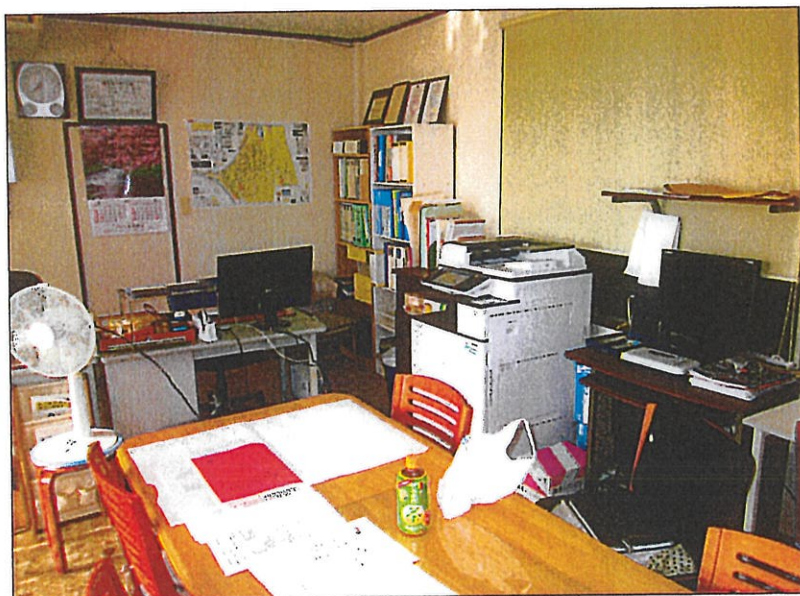


8.000

2F



3.000



工種：.....

測点：.....

.....

.....

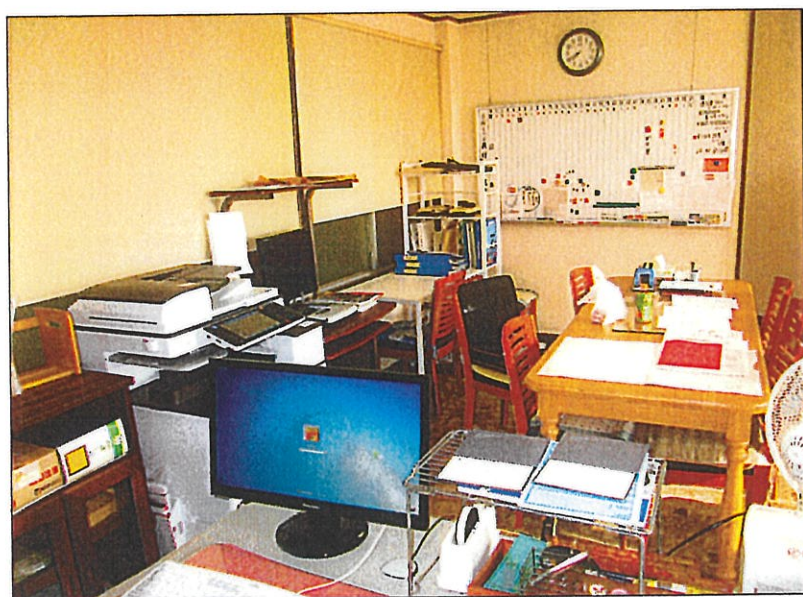
.....

.....

.....

.....

.....



工種：.....

測点：.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

工種：.....

測点：.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

余白

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 年 月 日

申請者 氏名又は名称 **有限会社 新宮建設**
 住所 〒578-0904 東大阪市吉原1丁目8-16
 代表者氏名 **代表取締役 山野上 堅二**
 電話番号 072-960-0340
 FAX番号 072-960-0350
 メールアドレス singu-k@theia.ocn.ne.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

- 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)
 この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。
 ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 / 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第 3 (水道法施行規則第 22 条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

平成 年 月 日

〒578-0904 東大阪市吉原1丁目8-16
届出者 有限会社 新宮建設
代表取締役 山野上 堅二



水道法第 25 条の 4 の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
選任
解任
の届出
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	有限会社 新宮建設	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
金田 正治	第 60266 号	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

第六〇二六六号

給水装置主任技術者免状

本籍 韓 国

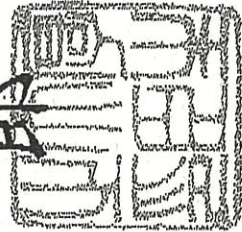
氏名 金 田 正 治

昭和三十九年九月二日生

水道法(昭和五年法律第七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成十年七月二十二日

厚生大臣 小泉純一郎



FOR INFORMATION